

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和4年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和4年3月10日（木） 開会：午前10時 閉会：午前11時33分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第 4号 市道路線の廃止について

議案第 5号 市道路線の認定について

議案第 7号 令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）のうち所管の補正予算

議案第13号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託）

4 出席委員

委員長	保坂 直樹君	副委員長	中座 敏和君			
委員	國府田喜久男君	委員	稲川 新二君	委員	小島 信一君	
委員	大嶋 茂君	委員	秋山 恵一君	委員	赤城 正徳君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 保坂 直樹

○委員長（保坂直樹君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおりで、市道路線議案2案、補正予算議案1案、条例議案1案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） また、筑西市議会会議規則基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をまいります。

初めに、経済部です。

まず、議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、経済部所管の補正予算について、審査を願います。

なお、議案第7号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

初めに、観光振興課から説明を願います。

古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 観光振興課の古宇田でございます。着座にてご説明させていただきます。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、経済部観光振興課所管の補正予算につきまして、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表の繰越明許費補正、追加でございます。款8土木費、項4都市計画費、事業名、宮山ふるさとふれあい公園維持管理費297万2,000円につきまして、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。これは、宮山ふるさとふれあい公園内の陶芸工房にございます陶芸用電気窯につきまして、経年劣化による買換え購入をすべく、昨年12月の第4回定例会において増額補正をいただいたものでございますが、新型コロナウイルスの影響による半導体等の部品不足によりまして、年度内の執行が困難であるため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、農政課から説明を願います。

岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 農政課、岩渕でございます。着座にて失礼いたします。

同じく議案第7号のうち、農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款6農林水産業費、項1農業費、事業名、下段、担い手確保・経営強化支援事業の8,473万6,000円につきましては、今回の補正予算に計上しておりますが、年度内の執行が困難であるため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

次に、16、17ページをお開き願います。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、説明欄79、担い手確保・経営強化支援事業補助金といたしまして8,473万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

次に、24、25ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、担い手確保・経営強化支援事業といたしまして8,473万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、令和3年12月末、国の補正予算によりまして、農作物の輸出等、先進的な取組に意欲的に取り組む地域の担い手が必要な農業用機械、施設を導入する際に補助金を交付し、農業経営の発展を支援する事業が施行されました。認定農業者等を対象に要望調査を実施した結果、事業の活用を要望する17経営体分の予算を確保するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 8,473万6,000円を17経営体にと聞きましたが、この各地区、この17経営体、明野、関城、協和、下館と、どういう地区の人がいるのでしょうか、教えてください。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 各下館、関城、明野、協和地区、おのこの地区から要望が出てございます。下館地区に関しましては、川島、養蚕、五所、中、河間、大田、嘉田生崎、おのこのから出ております。7地区でございます。関城地区に関しましては2地区、河内、黒子、1つではなくて地区をまたいでいる場合もございますので、2つの地区から。関本、河間で活動する経営体、またもう一つは黒子、村田で活動する経営体ということです。明野地区に関しましては、大村地区で活動する経営体、あと広域、大村、長讃、真壁で活動する経営体、あと村田、大村で活動する経営体、村田、鳥羽で活動する経営体ということで4地区です。4経営体です。協和地区に関しましては、小栗、新治、古里含めまして、3地区の経営体から要望が出されております。合計17経営体でございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 地区の機械の導入、どんなもの機械買っているのですか。明野と関城、2つの地区をお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 明野地区に関しましては、直進アシスト機能付きの田植機、自動操舵付きの田植機、コンバイン、育苗ハウス、乾燥調整施設です。乾燥機と、そういったものが出されています。関城地区に関しましては、コンバイン、自動アシスト付きの田植機、シイタケ栽培の施設の空調工事、空調設備等が要望で出ております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 県では、今カンショ、サツマイモに大分力を入れていますよね。それで、関城辺りからは、そういうカンショに対する保冷库というのか、そういう施設の申込みはなかったのですか。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 今回の事業の要望調査の結果、関城地区のサツマイモ栽培農家さんからは要望はございませんでした。

○委員（赤城正徳君） 分かりました。以上です。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 選出方法、17と聞きましたけれども、要するに申請があったのが17ですか、それともその中幾つかなった中で、これを抽せんして。どういう方法で17にしたのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 約651経営体あります認定農業者に対しまして要望調査を行いまして、30件ほどの問合せがございました。その中で、事業の取組内容によってポイント化されまして、その中で一応足切りという15ポイント以上の要望に対しまして上げるということで、その中で15ポイント以上になった経営体が17経営体ございましたので、その分を要望で上げるという形にさせていただきました。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 要するにポイントを出させて、そして選んだわけですね、17を、最終的には、ということですね。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） そのとおりでございます。

○委員（國府田喜久男君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この内容を私ら、この担い手確保・経営強化支援事業といっても内容が分からない。これどういう内容なのですか。機械とか、そういった感じの補助なのですか。ちょっと内容、概要を説明してください。そうしないと、我々農業やっていない者にとっては分からない。概要をお願いします。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） お答えいたします。

今回は、令和3年度の国の補正予算で施行された事業でございまして、地域ごとの担い手に対しまして、先進的な取組を行う農業者に対しまして、国のほうで補助を行うという事業が施行されましたので、その要望調査を行った結果、補正予算をお願いするものでございます。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 先進的な取組というのは具体的にどんなのですか。そこら辺のところ、先進的といってもちょっと抽象的で分からない。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） お答えいたします。

対象となる取組といたしましては、付加価値額の向上ということで、付加価値額というものが要するに所得です。雇用費用を含めました所得の拡大を目指すもの、また経営面積の拡大、農業経営の複合化、法人化、あと輸出への取組等、そういったものが先進的な取組ということで扱われております。

以上でございます。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） この事業って継続していくものですか。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） お答えいたします。

この事業は、毎年補正予算で取り組まれる事業でして、当初からは出ておりませんので、毎年ということとは断言はできない状態でございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明を願います。

根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） ふるさと整備課、根本です。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく議案第7号のうち、経済部ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

8、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、1、変更でございます。上から2段目、県営かんがい排水事業、限度額2,220万円を1,330万円に、その下、県営圃場整備事業、限度額2,290万円を4,700万円にそれぞれ借入れ限度額の変更をお願いするものでございます。これは、県営事業の事業費確定によるものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事業別明細書、2、歳入でございます。款22項1市債、目6農林水産業債、節1農業債1,520万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、説明欄3、県営かんがい排水事業債890万円の減額、その下、6、県営圃場整備事業債は2,410万円の増額でございます。これは、県営事業の事業費確定によるものでございます。

次に、26、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。上段、款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節18負担金補助及び交付金1,608万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳につきましては、説明欄、かんがい排水事業（田谷川堰）861万円の減額、その下、圃場整備事業（経営体・大宝沼地区）123万9,000円の減額、その下、同じく蓮沼地区は2,593万円の増額でございます。これは、県営事業の事業費確定によるものでございます。

続きまして、その下、目7霞ヶ浦農業用水推進事業費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、霞ヶ浦用水建設推進費54万6,000円の減額につきましても、県営事業の事業費確定によるものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 27ページ、圃場整備事業なのですけれども、ここで大宝沼地区と蓮沼地区が一応事業確定したということで出ていますが、この工事自体、圃場整備自体両方とも終わったのですか、まずはそれ。

○委員長（保坂直樹君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 大宝沼地区につきましては、お渡しいたしました図面のほうを御覧ください。A3のほうなのですけれども、工期が平成18年から令和4年、来年までになっております。蓮沼地区につきましては、工期が平成30年から令和8年までとなっております。大宝沼地区につきましては、ほぼ完了しております。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） この事業費確定というのは、年度年度で確定させているから、こういうふうに出ているわけなのですね、工事が全部終わったというわけではなくて。累計でこれまで、令和3年度までの予算でどのくらいの事業費をかけたかというのはデータありますか。大宝沼地区、蓮沼地区の圃場整備にどのくらいの費用をかけているか。

○委員長（保坂直樹君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 大宝沼につきましては、総事業費が約33億円でございます、ほぼ全て、99.9%ぐらいの進捗率でございますので、ほぼ終わっております。蓮沼地区につきましては、総事業費が約11億円です。今現在、進捗率が15%ぐらいでございます。

○委員（小島信一君） 分かりました。後で終わってからでもいいですけれども、圃場整備ってすごくお金をかけて、何年もかけてやるのですよね。最終的に終わったら、1ヘクタール当たりどのくらいかかったかというのを教えてもらって参考になるかなと思います。今までこの圃場整備で幾つか終わったのがありましたよね。黒子地区なんか終わったのですよね、たしか。1ヘクタールどのくらい整備にかけたのか。これは日本の宝ですから、農地って。どのくらいの費用をかけたらいいいのか。私は、個人的にはちょっとかけ過ぎではないかと本当は思っているのです。皆さんでその辺も議論したらいいのではないかと思いますので、これは要望です。後で教えてください。お願いします。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 今までのかかったのというより、小島委員が言う大宝沼反当たり、これでいうと150万円ではきかないのか、そのぐらいかかるのか、ちょっと計算して。

○委員長（保坂直樹君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 1ヘクタール当たり約3,000万円。

○委員（赤城正徳君） 1ヘクタール幾ら。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 3,000万円ぐらいです。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） では、10アール当たり300万円。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 10アール当たり、1反歩300万円です。

○委員（赤城正徳君） それで、今の圃場整備は、最後はレベラーというのをかけて平らにしているのだ

よな。今はきっと1ヘクタール当たりで仕切っているのかな。その大宝沼は、私も大宝神社の西側だから田んぼが深いのだよ。一気に6尺ぐらいだだと挿したら入ってってしまうようなところ。そこを圃場整備やっているのだと思うのですが、そして今まで請け負った業者に聞くと、大宝沼の工事はやるものではないなという業者も出ているのだよ。最後の仕上げのレベラーなんていうのをかけるの、この圃場整備やったところ、どうですか。かけているのですか。今までもこれ以外に大宝沼やっているでしょう。そして、この明野、筑西分は、下妻と分かれる境から筑西市の面積だけだよな、お金出しているのは、筑西市では。それは、どのくらいの面積なのですか、今回。

○委員長（保坂直樹君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） やはりこのA3の図面を見ていただきまして、計算しますと、筑西市が19.6%でございますので、約22ヘクタールでございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

○委員（赤城正徳君） 私のほうから、いいですか、駄目か。

○委員長（保坂直樹君） さっきと同じ、関連するのですか。

○委員（赤城正徳君） 違う質問。

○委員長（保坂直樹君） 3回目なので。

そのほかございますか。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 私、大宝沼のほうから北上したほうの、ちょっといろいろな事情で関わっているのです。微生物の問題で。それで、その先は第一次でやったのですよね。ですから細かいのです。ですから、この基盤整備というのはいつまで続くのでしょうか。そこはまだ小さいので、もう一回やり直すかなと思っているのですけれども、ずっと続いているのです。この基盤整備というのはいつまで続くのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 基盤整備、圃場整備事業ですが、地元の熱意、要望、まとめ、合意形成が100%になった時点で工事が着工になる運びとなります。その前に調査段階に入りまして、最終的には100%の同意でなる事業でございますので、いつまで続くというのは、これからですので、想定できません。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 10アール当たり300万円もかかるということは、地元の人知らないのではないかと思います。要するに最初の頃の基盤整備は、1反歩ぐらいだったのです、1つの区画が。この間見ていったら、大体3反ぐらいになっていますよね、二、三反歩に。ですから、小さいところはもう一回整備しないと大型機械入れないかなと思ったので、地元の人はどういう要望かと思ったのです。とにかくかけ過ぎだと、これは国の制度も、あと本人の要望もあるのですが、ちょっと300万円というと、それはこちらのせいではないですけれども、300万円とかけ過ぎです。それで、今農地は、条件によりますけれども、作りやすいところは四、五十万円、10アール当たり。作りづらいと30万円ですから、1反当たり。そういう農地の値段なのです。そうすると、300万円かけてどうなのかと思っているのです。これは質問ではなくて意見なのですけれども。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 今現在、1反歩区画を大区画にするというふうな事業が主で、県営事業で行っておりますが、以前やった土地改良が圃場が狭い、道路が狭いというふうな要望がありまして、現在、基盤整備事業というふうなことで進めておる事業でございます。

○委員長（保坂直樹君） もう一点の地元からの要望については。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 地元負担といたしまして、工事費の10%が地元負担となります。ですので、300万円のうちの10%が地権者の負担となります。それを軽減するものもございますので、そういった事業を取り入れて事業を推進している次第でございます。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第13号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の審査を願います。

農政課から説明を願います。

岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 農政課、岩渕です。引き続きよろしくお願いします。着座にて失礼します。

議案第13号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」のうち、経済部農政課が所管する別表第2、第5項の表、区分、鳥獣被害対策実施隊員の報酬額を年額2,000円から年額2万円に増額するものでございます。理由といたしましては、鳥獣被害対策実施隊員は、銃猟及びわな猟免許を有する者により、農作物等への被害防止を目的に有害鳥獣の捕獲、駆除に従事していただいております。しかしながら、年々増え続ける有害鳥獣被害により活動回数が増加することで、使用する銃器類の維持管理費及び車両燃料費等、必要経費がかさむことで活動の妨げとなる実情を考慮し、実施隊員の負担軽減と意欲向上を図るため、改正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 別表を私もちよっと見てみたのですが、この鳥獣被害対策実施隊員の費用は、これだけ何か年額なのです。ほかは日額で出ているのですが、これは年額なのです。年額2,000円から2万円に変更するという話なのかなと思うのですが、そういう意味なのですか、まず。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） これ年額を日額に直す話ではないのですか。それだったら理解できるのですが、年額を2,000円から2万円というのは何の意味があるのだろーと思いますけれども、どうでしょう。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 年額2,000円はかなり低額でありまして、今の活動状況、先ほど申し上げましたが、実施隊員は銃とか、そういったものを保持しておりますので、その銃のメンテナンス、また活動回数が多くなることによりまして、車両等の燃料代も向上しておりますので、これでは活動できないという声もありましたので、実施隊員の意欲向上を図りまして、日額ではなくて年額に指定しておりますのは、実施隊員が1回活動するごとに職員としてカウントできませんので、おのこの活動、鳥獣被害があったときにその都度その都度活動していただいておりますので、それを一々カウントできませんので、年額を通して平均の回数でお支払いしているということでございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） これはあくまで1人に対してですよ。1人に対して年額2万円ですよ。もう少し出したらいいのではないかという思いがしたので、少し質問してみましたけれども、分かりました。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） このあれなのですが、他市町村の状況はどうなのでしょう。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） イノシシが出没するという市町村は限られておりますが、お隣の桜川市にしましては、年間1,000頭のイノシシを処分しているという実情もございまして、国、県の補助もございしますが、日当はございませんが、イノシシ1頭当たり、成獣ですと2万4,000円、幼獣ですと9,000円を交付しております。そういった実情もございしますので、筑西市年額2万円というのは決して高い設定ではないと考慮しております。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この鳥獣被害対策実施隊員というのは何人いるのですか、この筑西市には。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 定員は41名ですが、今高齢化等もございまして、36名の実施隊員に活動していただいております。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 地区別ではどういう状態になっているのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 下館地区で13名、関城地区で9名、明野地区7名、協和地区4名、職員が1名でございます。こちら34名になっておりますのは、今現在36名おりますが、来年度には2名減ということで、34名の内訳となっております。

○委員（赤城正徳君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 農作物に対する被害はおおよそどのくらいあるのでしょうか、鳥獣に対して。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 全体は把握しておりませんで、農業共済組合の情報によりますと、情報提供

いただいたものによりますと、令和2年度に関しましては、こだますいかで2.6アール、8万3,000円の被害ということで、実質全体を捉えてはおりませんが、共済のほうの被害はそういった感じです。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 多分それは表面上で、私の知り合いでもスイカ作っている人がいるのですけれども、ハクビシン、あとタヌキにやられてしまって被害があったということですから、実態はもっと多いかもしれないです。それと、先ほど言いましたように、イノシシとハクビシン、タヌキって聞いているのですけれども、そんなものでしょうか、被害を与える動物は。

（「アライグマ」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 一応こちらのほうで把握していますのは、有害鳥獣の捕獲状況を把握しておりますので、そちらのほうを報告させていただきます。令和3年度3月8日、今日現在なのですけれども、カラスのほうで169羽、ムクドリで91羽、イノシシが14頭、アライグマが44頭、ハクビシンが40頭、タヌキが10頭という捕獲状況でございます。

○委員（國府田喜久男君） ありがとうございます。

○委員長（保坂直樹君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 参考までに、その方たちをお願いするに当たってのどういった経緯というか、段取りなのかをお願いします。頼むのにどこにどうしてどうやって頼んだらいいのと。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 被害がありましたときに農政課のほうに、農作物の被害に関するものに関しては農政課のほうで受けておりまして、被害があったということをしていただいて、その方に被害届を出していただいて、わなを設置して、こちらのほうで回収して処分している形でございます。また、農業者自らも処分できますので、そういった方は箱わなを用意していただいて、自ら捕獲処分をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で経済部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（保坂直樹君） 次に、土木部の審査に入ります。

議案第4号「市道路線の廃止について」審査を願います。

道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持課の長本です。着座にて説明させていただきます。

議案第4号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。2ページをお開き願います。明野地区5路線の廃止でございまして、廃止の延長は2,485メートルでございまして。調書番号1番から5番の路線につきまして、松原地区土地改良事業の換地により廃止するものでございます。各路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては、記載のとおりでございます。

3ページが市道廃止路線位置図でございまして。4ページが市道廃止路線詳細図でございまして。

廃止については以上でございまして。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第5号「市道路線の認定について」審査を願います。

引き続き道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） まず、その前にお手元に配付いたしました正誤表についてご説明させていただきます。

議案第5号、市道路線の認定につきまして、一部字の訂正をお願いするものでございます。これ2ページの抜粋なのでございますけれども、間違っていたところが筑西市字城之内の「之」、これが片仮名に正しくなります。それとあと、間違っていた筑西市「篠之内」、こちらが「城ノ内」ということになりまして、こちらの2か所につきまして訂正をお願いするものでございます。

議案書でございまして、議案書ですと2ページ、次のページの一番最後、4番のほうになっております。そちらについての訂正でございまして。こちらの訂正につきましては、後日改めまして、議員の皆様にお知らせをしたいと思っております。

それでは、議案第5号の認定についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下館地区1路線、明野地区3路線の認定でございまして、認定の延長は2,175.33メートルでございまして。調書番号1番の路線につきましては、市野辺地内で行われました宅地分譲開発により造成した土地の道路部分を市道と

して認定するものでございます。

調書番号2番から4番の路線につきまして、松原地区土地改良事業の換地により認定するものでございます。各路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては記載のとおりでございます。

3ページが市道路線認定位置図でございます。4ページから5ページが市道路線認定路線詳細図でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 質疑というよりも参考までに教えてほしいのですが、今回土地改良による道路の廃止と整備なのですけれども、この明野地区って、また圃場整備をやるという意味の土地改良区事業なのでしょうか。かなり広範囲に道路をいじるのですけれども、元になるものは圃場整備を予定しているからということなのですか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） この松原地区の圃場整備につきましては、昨年の3月議会ですか、こちらで道路の認定、廃止を行ったところでございますけれども、再度見直しをした結果、また必要に応じて認定が必要ということですので、再度認定をお願いするのでございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） だから、廃止と認定をするその根拠というか、それは土地改良って書いてあるのですけれども、圃場整備をやる予定でやっているのか、それともそういうことではなくて、ただ道路の整備だけでやっているのか、ちょっとその辺教えてほしいのです。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） こちらの圃場整備が終わりまして、そちらで道路のほうを再度確認したところ、いろいろな不具合が出てきたので、認定するということでございます。

以上でございます。

○委員（小島信一君） 分かりました。終わったのだね。

○委員長（保坂直樹君） そのほか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この幅員なのですが、1メートル50センチメートルの幅員というのはどのくらいの、1メートル50センチメートルから5メートル、1メートル50センチメートルから3メートルというのがありますが、この1.5メートルというのはどういうところが1.5メートルなのですか。曲がり角とかいろいろある。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 単純に最小と最大のところの幅員でございます。最大と最小のところの延長の間で、最小と最大のところの幅員を測っておるところでございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 最小の1.5メートルというようなところは、1.5メートル、今大型トラクターで圃場整備やっているのに通れないと思うのだ。だから、そういうところはもう1.5メートルなの

ですかと私は聞いている。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） お答えします。

圃場整備事業の図面を基に測りまして認定をしているわけございまして、市のほうで、道路維持課のほうで整備したわけではございませんで、あくまでも圃場整備の中でやった図面をいただいて、その圃場整備の中でやったものについて検討して認定しているわけでございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 圃場整備側のほうに責任あって、私どもには責任ありませんというのだな。そうでしょう、分からないというなら。圃場整備で大宝沼なんか1反歩で、さっき聞いたら300万円もかけている、個人負担は1割だというのが。この松原地区では、ここだって150万円ぐらいかかっていると思うのだ、私は。こういうやりいい松原地区の圃場整備だって。だから、その圃場整備をやったにもかかわらず、道路の一番狭いところはたった1メートル50センチメートルだというのは、どういうところですかということ私は聞いたのだが、圃場整備のほうで、私どもは分かりませんという回答だから、分からない先は分からないから結構です。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、土木部所管の補正予算について審査を願います。

まず、土木課から説明を願います。

枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 枝です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、土木課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業700万円の繰越明許をお願いするものでございます。理由といたしましては、藤ヶ谷地内の用地交渉に不測の日数を要し、年度内完了が困難であるため、補償費について繰越しするものでございます。

その下、事業名、玉戸・一本松線整備事業3億7,892万9,000円の繰越明許をお願いするものでございま

す。理由といたしましては、排水路整備工事において軟弱地盤により水路敷設に不測の時間を要しており、さらに用地買収について関係者との調整に不測の日数を要したため、工事費、用地購入費及び補償費を繰越しするものでございます。

次に、項3河川費、事業名、鬼怒川緊急対策プロジェクト関連事業1,800万円の繰越明許をお願いするものでございます。理由といたしましては、国の事業であります鬼怒川緊急対策プロジェクトの堤防整備が令和3年9月に完成したことにより、鬼怒川への排水路を国と連携し整備をする中、工事の調整に日数を要したため、そこに接続する排水路の整備の委託料及び工事請負費を繰越しするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、1、変更でございます。地方債の借入れ限度額の変更をお願いするものでございます。起債の目的の中段、道路新設改良事業の限度額を2億880万円から160万円を減額し2億720万円に、その下、玉戸一本松線整備事業3億820万円から2,840万円を減額し2億7,980万円にそれぞれ借入れ限度額の変更をお願いするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8節1土木費交付金、説明欄21、社会資本整備総合交付金1,918万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金の事業費確定による減額でございます。

続きまして、18、19ページをお開き願います。款22項1市債、目8土木債、節2道路橋梁債、説明欄11、道路新設改良事業債に160万円の減額補正、説明欄13、玉戸一本松線整備事業債に2,840万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、いずれも事業費の確定に伴う借入額の変更によるものでございます。

続きまして、26、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、説明欄の道路新設改良事業1,269万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、社会資本整備総合交付金の事業費確定に伴い、減額補正するものでございます。

次に、玉戸・一本松線整備事業3,803万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましても、同じく社会資本整備総合交付金の事業費確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） これは、私の理解が非常に不足しているのだらうと思うのですが、この玉戸・一本松線整備事業について、これ繰越明許でまずやりますよね。繰越明許にもなっています。当然排水工事が遅れている、用地買収も遅れている、繰り越します。一方で、今27ページ、歳出では、事業費確定で減額ですという話が出ているのです。その辺が理屈が分からないのです。どこまでが終わって事業費確定していて、工事遅れていて繰越しだという話がこんがらがっていて理解できないのですけれども、この辺ちょっと説明してください。

○委員長（保坂直樹君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 説明いたします。

玉戸一本松線の繰越し 3 億 7,892 万 9,000 円につきましては、この繰越しした額といいますものは、まず大排水路の付け替え工事で、先ほど軟弱地盤によって工事が遅れているというところで説明した、前払いを除いた出来高払いですか、完了払いが 7,000 万円程度、そのほか 3 億円につきましては繰り越した先で、令和 4 年の現年度予算を利用して用地のほうは買う予定でございまして、今回繰り越したお金で本線の道路舗装工事、520 メートルを実施予定でございまして、今回減額した理由といたしましては、補助金の申請に對しまして内示額が少なかったということで、減額せざるを得なかったというところで減額をしております。補助事業が予定より補助金が入らなかったと、理由はその分の減額でございまして。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 工事確定ってさっき言ったのですよね。

○土木課長（枝 俊幸君） はい。

○委員（小島信一君） だから、どこからどこまでが確定したのか、何が確定して減額になったのか。

○土木課長（枝 俊幸君） 事業費の確定です。補助額によって当初予定して交付申請を行うわけですので、その交付が、内示が決まりまして、交付に対して内示額が実質 98% は来ているのですが、額が大きいものですから、その分補助金については減額も大きいということで、予定していた額が来ない、その額に対して確定をしなくてはならないので、国費分は国費分で予算を確定するというところで、事業費の確定ということで、最終的に補正で補助額を確定しているということでございまして。

○委員（小島信一君） なるほど。分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この玉戸一本松線で補償物件、この内容をお聞きいたします。補償物件調査委託料って上がっています。

○委員長（保坂直樹君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） お答えいたします。

内容といたしましては、今までの令和 3 年度までの実績といたしまして、30 名、41 筆で 2 万 7,577 平米のほうを今用地のほうを取得しております。全体の面積に對しまして、全体が約 4 万 8,000 平米でございまして、今 57.5% の取得状況でございまして。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 補償物件というのは用地だということ。

○委員長（保坂直樹君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 用地と、あとは移転等もあります。移転等も 3 件、自動車工場、資材置場、ビニールハウスが完了いたしておりまして、残り古紙収集工場、店舗兼住宅、車庫倉庫等が残っております。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員、よろしいでしょうか。

○委員（赤城正徳君） はい、いいです。分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 分

再 開 午前 1 1 時 1 5 分

○委員長（保坂直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、道路維持課から説明をお願いします。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持課の長本です。着座にて説明させていただきます。

一般会計補正予算（第15号）のうち、道路維持課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業におきまして、3,195万円の明許繰越をお願いするものでございます。内容としては、12月に発注した国庫補助事業である3国補補修第1号根田橋補修工事に着手いたしました。が、関係機関との計画に関する諸条件の協議に不測の日数を要したため、年度内の工事の完了が困難となりましたので、繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（保坂直樹君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、都市整備課から説明をお願いします。

鈴木都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木勝利君） 都市整備課長の鈴木でございます。よろしくお願い申し上げます。着座にてご説明させていただきます。

一般会計補正予算（第15号）のうち、土木部都市整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

6 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款8土木費、項4都市計画費、事業名、小川線街路整備事業712万5,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。理由といたしましては、用地交渉におきまして不測の日数を要したため、用地購入費及び補償費を繰り越すものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6節12雑入、説明欄18、新治駐車場・駐輪場指定管理納付金10万円の減額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、指定管理者、筑西市シルバー人材センターとの令和3年度指定管理運営に関する年度協定書により、固定納付金として10万円の歳入を見込んでおりました。新型コロナウイルス感染症等の影響による利用者の減少に伴い、利用料金収入が大幅に減少したため、市の納付金を免除するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新

型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、節12委託料1,387万2,000円のうち、新治駐車場等指定管理委託料として57万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、歳入でご説明申し上げたとおり、利用者の減少に伴い利用料金収入が大幅に減少しており、固定納付金を免除しても維持管理経費が不足するため、指定管理委託料を支出することにより指定管理者の事業運営を支援するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 新治駐車場、駐輪場で利用者がいなかったから10万円を補填するというのだよな。そんなもので、10万円に値する車といますか、数といますか、それは10万円はどういう内訳なのだろう。駐輪場を利用する人が減ったから10万円を補填するというだろう、違うのか。

○委員長（保坂直樹君） 鈴木都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木勝利君） 新治駐車場と駐輪場につきましては、筑西市のシルバー人材センターと指定管理を結んでおります。新治駅の駐車場につきましては、収入と支出の差でございます。平成23年度から平成27年度にかけては、5年間で533万763円をいただいております、納付金として。今回令和2年度と、昨年度も納付金は免除したのですけれども、令和3年度も収入が減少しましたので、今までいただいていた納付金は免除しますよということでございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） だから、免除をしなければ、車の台数なら何台ぐらい減ったもので免除なのか。その免除のお金は、車で言えば何台ぐらいとか、自転車で言えば何台ぐらいとかあるでしょう。そこら辺のところを教えてというか、どうなのでしょうということ。

○委員長（保坂直樹君） 鈴木都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木勝利君） 金額でよろしいでしょうか、収入でございます。令和元年度の駐車場の収入の実績でございますが、令和元年度はコロナウイルス感染症の影響がない年でございます。収入が471万6,753円でございます。令和3年度、今年度の収入見込額が370万4,589円ということで、差額101万2,164円が新型コロナウイルスの影響で収入の減が見込まれているところでございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） お金は分かるよ。だから、利用回数といますか、車の台数といますか、自転車の台数にすれば、どれだけの利用価値あれば、この101万何がしか減らないで済んだのかなと。分からないか、これは。

○委員長（保坂直樹君） 鈴木都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木勝利君） 台数でございますと、ちょっと手元に台数の減はないのですけれども、金額で先ほど申し上げたのでは、101万円の減額があったので、今回免除と、あと委託料として補填することです。ただ、駐車場の使用でございますけれども、令和2年度と比較しましては大分利用が増えている傾向ではございます。ただ、駐車場の利用につきましては、車の台数で言いますと、1日平均現在30台です。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で土木部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔土木部退室。農業委員会入室〕

○委員長（保坂直樹君） 次に、農業委員会の審査に入ります。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、農業委員会所管の補正予算について審査をお願いします。

農地調整課から説明をお願いします。

菊地農地調整課長。

○農地調整課長（菊地雄一君） 議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、農業委員会事務局所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款6農林水産業費、項1農業費、事業名、農業委員会情報収集等業務効率化支援事業40万円につきまして、繰越しをお願いするものでございます。理由といたしましては、農地集積・集約化対策事業実施要綱及び農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の改正により、新たに定められた農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業において、全国の農業委員会にタブレット端末が導入されることとなりました。タブレット端末の購入については、全国農業委員会ネットワーク機構による一括調達の方法と要綱で定められておりまして、令和4年4月以降の納入となることから、繰越しをお願いするものでございます。

次に、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。16ページ上段の款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、説明欄71、農地集積集約化対策事業費補助金について40万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にて説明いたします。

続いて、24、25ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。24ページ下段の款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節17備品購入費、説明欄、農業委員会情報収集等業務効率化支援事業について40万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、農地利用最適化推進員2人に対して1台タブレット端末を購入するものでございまして、筑西市では推進員20名おりますので、10台購入いたします。これを購入することによりまして、現地調査の現場での農地の情報を把握することが可能になり、業務の効率化が図られます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第7号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第7号について、討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決をいたします。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

農業委員会所管の審査を終了いたします。

これで経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

執行部は退室を願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（保坂直樹君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時33分